研 究

TO新ラウンドの構図と課題

はじめに

し、農業交渉についてはUR合意のなかで ともあり再開の目処がたっていない。 議は決裂し、米国で大統領選が始まったこ ド (多角的貿易交渉) が始まろうとしてい 合意してはや六年、WTOで新しいラウン ており、この三月にジュネーブで農業委員 〇の反対運動、各国の利害対立等により会 にシアトルで立ち上げようとしたが、 会が開かれ、交渉は実質的にスタートした。 一○○○年に再交渉を始めることが決まっ 一、交渉テーマ ウルグアイラウンド (以下UR)が正式 周知の通り、新ラウンドは昨年一二月 しか N G

ものである たWTOとしての初めてのラウンドであ 世紀の世界の貿易秩序を形成する重要な 今回のラウンドは、正式な国際機関とな 加盟が予定されている中国も含めた二

貿易、 みである。特に、日本の産業界にとっては 国際展開をするにあたってダンピング訴訟 み残した課題が引き続き話し合われる見込 主な交渉テーマは、 アンチダンピング問題であり、 知的所有権 国際的投資ルール、 U R で積 サービス

> ており、WTOとしてこうした新たな課題 働と貿易」「環境と貿易」の問題を取り上げ う扱われるか注目される。また、近年、労 がNGOや途上国から起きて実現に至って 理であり国家主権を侵害するものとの批判 検討されたが、この協定は多国籍企業の論 はOECDで多国間投資協定 (M おり、それをWTOの場でルール化して欲 にどう対処するのかも一つの焦点である。 働団体(特に米国)や環境保護団体が「労 おらず、投資ルールが今後WTOの場でど 海外投資の不安定性が大きな問題になっ しいという期待がある。 投資問題について 農業交渉の焦点 AI)が

その内容は以下の通りである。 業の多面的機能、 にあるということができる。主な焦点は、 関税率引き下げ、 農業交渉も、基本的にはURの延長線ト 食品の安全性であり、 国内保護削減

っては、米、小麦、 大きな問題である。 下げが交渉される見込みであり、日本にと い関税率が設定された。 この関税率の引き [内農業への劇的な影響を緩和するため高 URでは非関税措置を関税化したが、 また、 乳製品の関税率が特に 輸出補助金問題

も引き続き重要な交渉テー マであ

内容も討議される見込みである。 リーンボックス」や「ブルーボックス」の Sのいっそうの引き下げ要求が出てくる可 RではAMSを六年間で二○%削減するこ of Support)[内外価格差×生産量+削減対 指標としてAMS(Aggregate Measure 能性があり、削減対象からはずされた「グ とが決まった。新ラウンドでは、このAM 象財政支出]という考え方が採用され、 URでは、 農業保護の水準を計測する

あろう。 れ、シアトル会議では、その内容が「環境 今後その理論的整理(理論武装)が必要で できるかということであり、 機能を理由に貿易制限の根拠とすることが の安全性」と明確にされた。問題は多面的 保護」「食料安全保障」「農村の発展」「食品 と対立している。UR合意では農業協定第 主張しており、それを偽装された貿易保護 であると批判する米国、ケアンズグルー 二〇条に「非貿易的関心事項」が盛り込ま 日本やEUは「農業の多面的機能」 日本としては

もあり食品の安全性は消費者の重大な関 ある。EUでは、狂牛病問題が起きたこと 品の安全性、遺伝子組み換え食品の問題が 伝子組み換え食品についても、 モン牛肉を巡って激しい応酬があった。 事になっており、 近年急速に注目されているものに、 最近も米国との間でホル 健康や環境

とからEUは慎重姿勢をとっており、 点でも米国と対立してい 、の影響についての懸念が否定できないこ その

日本農業にとっての意味

スとして認められるのかという問題もある。 うした支援措置が引き続きグリーンボック が今年から実施されることになったが、こ 対策に学んで中山間地域への直接所得補償 である。また、日本でもEUの条件不利地 れによる価格低下がもたらす農業所得の減 理の導入が着々と進められつつあるが、そ 牛乳・乳製品とも価格形成における市場原 影響が及んでくるであろう。既に米、麦、 る。URでは高関税率が設定されたため関 少をどう補うのかが農業政策の重要な課題 次関税率が引き下げられると、国内価格に 梲化の影響はほとんどなかったが、今後二 方であり、 引き下げ、 なお、農村整備 (土地改良事業) のため 日本農業にとって最大の問題は、 特に米、 農業保護削減、国家貿易のあり 麦、乳製品が重要であ 関税.

度改革が求められている。 このように、 UR以降、 農業政策は国際

その観点からの対策 (農業環境政策) 業には「外部不経済」(環境汚染)もあり、

や制

必要があろう。日本は農業の多面的機能 自然環境という視点から制度を再検討する に入れられたが、土地改良事業については の財政支出は、URではグリーンボックス

(外部経済)のみを強く主張しているが、農

が困難になっている。諸外国の制度を知り 的 増大しているといえよう。 国際交涉、 国だけの論理で農業政策を運営すること 協調の時代に入ったということができ 国内政策に望む必要がますます

五.交渉の見通しと課題

況が大きく変化している。 にあるが、 今回のWTO農業交渉はURの延長線上 UR交渉開始時とは取り巻く状

取り組みつつある。 日本も新しい基本法を制定して農政改革に 村政策、環境政策へのシフトを進めており 二○○○を策定し、価格支持の削減と、農 九九二年のCAP改革に続いてアジェンダ と進めてきていることである。EUは、 つの変化は、EU、日本が農政改革を着々 農業財政削減圧力が弱まっている。もう一 ったが、現在は平常状態に戻っている。 た、米国は好景気により財政赤字が解消し、 UR開始当時は米国は深刻な農業不況にあ その一つは米国農業の状況の変化であり ま

る可能性もある。 の 途上国が一九七〇年代の のに疑念を抱いている国も多くあり、 恩恵を受けていないとして自由貿易そのも あ 大きな変化である。途上国の中にはURの 批判し新たな国際経済秩序を要求してく 主張のように、先進国中心のWTO体制 り、途上国の主張が強まっていることも さらに、中国がWTOに加盟する予定で また、 シアトル会議で象 新国際経済秩序

> っているということも注目すべき動きであ 団体のWTO批判が強まっており、 徴的に現れたように、環境保護団体、 易原理そのものに対する疑念、 批判が強ま 自由貿 市民

えよう。 ならないよう、自国の主張は堂々と行って の主張を掲げることは理に適っていると言 自由貿易原理の限界を指摘し「食料主権」 行くべきであろう。 とっては、URのような欧米主導の決着と であったということは確かであり、日本に を推進する方向で決着することは間違い すWTOの性格上、新ラウンドが自由貿易 代とは異なっているが、 このように、 しかし、UR農業合意は輸出国の論理 現在の世界の構図は その点からも、日本が 貿易の拡大を目指 八〇

GOからの批判を浴び、 もないと、今後もシアトル会議のようにN 解決につながるわけではなく、 う。しかし、「自由貿易」が全ての問題 共財」として今後も尊重すべきであると思 貿易紛争の解決の場として一定の役割を くことはできないであろう。 民から尊重されるものとして生き残ってい した内容に改革していく必要があろう。 さ の内容を環境、途上国、 訓に学んで形成されたものであり、 たしてきたと評価すべき面もあり、「 WTO (GATT) は戦前 WTOが世界の市 市民の立場を考慮 (戦 (清水徹朗 WTO協定 逆 国際公 の 0